

指定洞道等（新規・変更）届出書

通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として洞道、共同溝等を設置する場合、あらかじめ届出が必要です。また、届出の内容に変更があった場合も同様です。

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課でのみ受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 指定洞道等（新規・変更）届出書
- 洞道等の経路図
- 洞道等が設置されている物件の概要書
- 火災に対する安全管理対策書

▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課のメールアドレス yobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）宛に送付してください。

▲注意事項

- ・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課

電話　：0234-31-7146（設備指導係）

メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）